

●貧困の定義：

「子どもの幸福(well-being)を追求する自由の欠如・権利の不全」。

「貧困は、経済的困窮、環境的不利、能力形成阻害および特性に見合った支援の欠如によって生じるものである」。

本定義の特徴：

→前回の橋本会長の発言「誰でもすぐに言える定義を」を受け、最大限にスリム化した定義。

→この定義には、相対的剥奪だけでなく社会的排除が含まれている。

→「子どもの権利条約」を射程に入れ、国際的にも最先端の取組みを可能とするような定義。

→最先端の貧困理論を踏まえ、多次元的な「プロセスとしての貧困」にも対応可能な定義。

→現在の日本における子どもの貧困対策は、子どもへの「投資アプローチ」が軸となっているが、「投資アプローチ」は必ずしも子どもの「幸福」を視野に入れているわけではない。またそれは、子どもに対して現代社会に適応できるような人間になり、納税者になることを期待するものであるが、それは、うまく変わらない子どもを「失敗である」とみなす社会の再生産に資するものである。子どもへの期待だけでなく、どんな子どもでものびのびと生きていくことができるような社会づくり、つまり、子どもを取り囲む社会にもよりインクルーシブなものへと変わってもらおうということ(包摂都市の実現)を視野に入れるためには、「投資アプローチ」に対するオルタナティブアプローチに自覚的である必要がある。もちろん、子どもの「幸福アプローチ」は投資アプローチを否定するものではなく、投資アプローチに含まれる危うい点を批判すると同時に、子どもに寄り添うということを第1に考えたものである。

●定義から導出できる、日向市が取組むべき貧困対策：

「経済的困窮への支援、環境的不利への対応、子どもの能力形成阻害や特性に見合った支援」。

→各々の支援は、子どもの幸福追求の自由を拡大するものであり、権利の形式性のみならず実質性を保障していこうとするものである。